

農業委員会議事日程

日 時：令和2年12月25日（金）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 12 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしく
お願いします。
ただ今から令和 2 年 12 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
9 番緑川忠一委員、11 番嶋田孝委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 41 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。1 番案件について、21 日に担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は、森区であんず保育園より南西側約 150mにある農地です。議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 4 番から 6 番案件との関連申請で、通路の一部を整備するものであります。周囲に隣接農地はなく農地への影響が軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。2番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、上徳間区で戸倉上山田中学校より北側約150m、住宅地と千曲川堤防の間に位置する農地です。申請地において、太陽光発電施設を設置するものであります。周囲に隣接農地はなく農地への影響が軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第42号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第7、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

6番島田委員

6番島田です。1番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、雨宮区で〇〇〇〇(工場)より南側約150m、教員住宅南側に隣接する農地です。この案件は、工場敷地として令和元年9月24日に農地法第5条の許可を受けたが、隣接農地所有者からも協力が得られたことから、本申請地を含め工場敷地を整備するものであります。周囲に隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 43 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番・2 番案件について、先日担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

まず、1 番案件ですが、場所は、小島区でしなの鉄道〇〇〇踏切より東側約 60m にある畑です。申請地において、保育園の駐車場 21 台分を整備するものであります。周囲は、南側は通路、西側は宅地、北側・東側は道路と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水はなく、仕上げは砕石敷きと農地への影響は軽微であることから問題ないと判断いたしました。

続きまして、2 番案件ですが、場所は、新田区で更埴中央公園より東側約 30m にある畑です。申請地において、住宅用駐車場を整備するものであります。周囲は、北側・西側・南側は宅地、東側は道路と一部畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水排水はなく、仕上げは砕石敷きと農地への影響は軽微であることから問題ないと判断いたしました。

6 番島田委員

6 番島田です。3 番案件ですが、先程の議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請の 1 番案件により説明しておりますので、省略いたします。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。4 番から 6 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

なお、4 番から 6 番案件は関連がありますので、一括して説明いたします。先程の農地法第 4 条第 1 項の 1 番案件と一体利用するもので住宅の新築及び通路を整備する申請であります。南側は宅地、東側は道路、北側・西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、住宅は境界から 2.8m 程離して建築する予定で日照への影響も軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

8 番渡邊委員

8 番渡邊です。7 番・8 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、7 番案件ですが、場所は、八幡郡区で区内の宗教法人が境内地として駐車場を整備するものであります。周囲は、東側・南側は境内地、北側・西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。

続きまして、8 番案件ですが、場所は、八幡区で〇〇〇工業の北側にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、南側は道路、北側・東側は申請者の農地、西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、住宅は 2 階建てと日照への影響も軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

13 番高松委員

13 番高松です。9 番案件について、21 日に担当委員 3 名と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、若宮区で大正橋より北側約 500m、県道より東側 70m 程入った住宅地の一角にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側は実家の住宅敷地、西側は宅地、南側は道路、東側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。10 番・11 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、10 番案件ですが、場所は、磯部区で福井公民館より南側約 300m にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・東側・西側は住宅、南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、11 番案件ですが、場所は、磯部区で福井公民館より南側約 200m にある農地です。市内の建設業者が、資材置場兼駐車場を整備するものであります。周囲は、北側・南側は住宅、東側は道路、西側は譲渡人の農地と申請者以外の隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 44 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 9、議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による
集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 7 番案件
を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に
より、議事参与の制限に該当する「5 番 北澤真理子委員」の退席を求めます。

……北澤委員退席……

議 長

それでは、7 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計
画について、7 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願
いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 45 号 7 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……北澤委員入室・着席……

議 長

それでは、1番から6番案件、8番から47番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、1番から6番案件、8番から47番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第45号1番から6番案件、8番から47番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

宮坂担当係長

(4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第11、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和2年12月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時00分